

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先のテレワーク導入やB C P（事業継続計画）策定の助言等も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーションによる生産性向上等による支援拡大）
- b. I T 実装支援（共通 EDI システム活用による業務精度向上ならびにデータ相互利用・効率化の推進とサイバーセキュリティ対策の支援）
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係る特定保健指導の実施、長時間労働の面談支援）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は大企業間取引も含め原則、現金払いにしました。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応するよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・物流24年問題に伴う改善取組みについては、健全な物流の維持発展のため、取引先と共に政府ガイドラインに則りながら対応を推し進めます。
- ・「大同特殊鋼グループ人権方針」を展開

2023年12月4日

丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好